

産業廃棄物処理施設設置の事業計画に係る合意の形成の判断について

下記1の事業計画に係る合意の形成について下記2のとおり判断しましたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成21年岐阜県条例第20号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定によりお知らせします。

記

1 対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
株式会社斉藤商店 代表取締役 齊藤 和信
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
岐阜県安八郡神戸町大字横井字上新田1576番 外7筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
切断施設(小規模産業廃棄物処理施設) 1基

2 合意の形成の判断結果

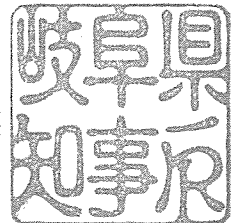
合意の形成が図られている。(条例第26条第1項第1号)

＜判断の理由＞

意見書(1回目)の提出がなかったため。

令和7年7月25日

岐阜県知事 江崎 禎英



(教示)

この判断に不服がある関係住民の方は、条例第27条第2項の規定により、周知が開始された日から20日以内(令和7年8月14日まで)に岐阜県知事に異議を申し立てることができます。なお、申立は西濃県事務所へ規則様式第12号を提出することにより行ってください。

問合せ先

〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内
西濃県事務所環境課

TEL: 0584-73-1111 (内線: 224)